

平成 28 年 12 月 6 日
金 融 庁

年末における中小企業・小規模事業者に対する金融の円滑化について

足元の景気は、このところ弱さも見られますが、緩やかな回復基調が続いています。先行きについては、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復に向かうことが期待されますが、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要があります。

このような現下の状況のもと、地域経済も含めた経済の好循環の更なる拡大の実現に向けて、金融機関においては、より一層、金融仲介機能を発揮し、成長分野等への積極的な資金供給や経営改善・体质強化等の支援に取り組むことが重要です。

金融機関による金融の円滑化への取組みは着実に行われてきましたが、当庁としては、年末、更には、それ以降の中小企業・小規模事業者の資金繰りに万全を期す必要があると考えております。

また、金融機関は、円滑な資金供給にとどまらず、それぞれの借り手の経営課題に応じた適切な解決策を提案し、その実行を支援していくことが求められています。

今般、中小企業庁長官からも、中小企業・小規模事業者に対する年末金融の円滑化について、周知徹底方の要請があったところです。

については、貴協会傘下金融機関に対し、下記を周知徹底方宜しくお願ひいたします。

記

- (1) 中小企業・小規模事業者の資金繰りに支障が生じないよう、中小企業・小規模事業者から相談があった場合は、その実情に応じてきめ細かく対応し、適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮に努めること。
- (2) 財務内容等の過去の実績や担保・保証に必要以上に依存することなく、事業の内容及びその業界の状況等を踏まえた融資やコンサルティングを行い、企業や産業の成長を支援すること。
- (3) 必要に応じ、地域経済活性化支援機構、中小企業再生支援協議会等の外部機関や外部専門家とも連携しつつ、コンサルティング機能を十分に発揮

し、それぞれの借り手の真の意味での経営改善が図られるよう積極的に支援すること。

- (4) 「経営者保証に関するガイドライン」が融資慣行として浸透・定着していくために、中小企業・小規模事業者等の顧客に対し、積極的に本ガイドラインの周知を行うとともに、本ガイドラインの更なる活用に努めること。
- (5) 平成 28 年熊本地震等による被災者の生活・事業の再建に向けて、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」等の活用に向けた周知・広報を含め、被災者の状況やニーズに応じたきめ細かな対応に努めること。
- (6) 上記（1）から（5）までの取組みについて、営業現場の第一線まで浸透させ、組織全体として、積極的に取り組むこと。

以 上